

～いじめはしない・させない・許さない～

「いじめ」とは…

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校



未然防止

～いじめを生まない土壌作り～

- ①多様な価値観に気付く道徳教育の充実
- ②課題に気付き、改善に向けて主体的に取り組む特別活動の充実
- ③互いに認め合える人間関係及び学校風土づくり
- ④自己有用感・自己肯定感を育む様々な取組
- ⑤校内研修を通じた教職員の資質・能力の向上
- ⑥児童の発達や心情等に配慮した適切な支援

早期発見

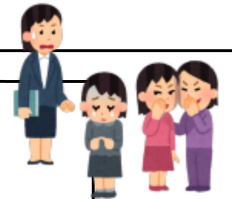
～児童の変化やSOSを見逃さない～

- ①いじめに関する相談体制等の周知と相談しやすい環境づくり
- ②いじめに関する学校独自のアンケートの実施(6月, 9月, 2月)
- ③学校生活上の不安や課題の把握に向けた児童との面談の実施(5月と11月)
- ④保護者との情報共有や連携を目指した面談の実施(7月と12月)

適切かつ迅速な対応

～いじめを繰り返さない～

- ①教職員の連携による組織的な対応
- ②保護者の理解と協力に基づいた丁寧な対応
- ③被害児童の安全・安心を最優先に考えた指導
- ④いじめの要因や背景に基づいた根気強い指導
- ⑤効果的な指導や支援に向けた関係機関との連携



連携

児童

- ・いじめは法律で禁止されている行為であることへの理解
- ・遊びやふざけのつもりでも、相手が苦痛を感じている場合であることへの理解
- ・いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることはいじめであることへの理解

連携

家庭

- ・いじめを許さないなどの規範意識を養う指導
- ・早期発見に向けた学校との連携
- ・いじめ理解に関する研修会等への参加



連携

地域

- ・地域ぐるみで児童を育てる体制づくり
- ・児童が地域住民と関わる機会の設定
- ・児童に関わる様々な情報の共有